

労働者協同組合における過労死が問いかけるもの ～斎藤幸平氏の労働者協同組合賛美論・社会運動論を批判する～

川人 博

弁護士・経済学士

Hiroshi KAWAHITO Karoshi (Deaths from Overwork) in Workers' Cooperatives

- An Argument Against Kohei SAITO Praising Workers' Cooperatives and Social Movements

1. 本論文の目的と概要

本論考では、労働者協同組合における過労死と不正行為の実態を明確にし、その理想と現実の乖離について考察する。あわせて、労働者協同組合賛美を繰り返しつつ、過労死運動をはじめとする日本の社会運動を否定する斎藤幸平氏(社会思想家、経済学者)の事実にもとづかない虚論を批判する。

2. 労働者協同組合における過労死と不正行為の発生

2-1. 労働者協同組合とは

労働者協同組合は、働く者が出資して事業・経営を主体的に担い、生活と地域に必要とされる仕事を協同でおこし、よい仕事へと高めるといふ、「協同労働」という働き方を行うことを理念に掲げている(ワーカーズコープ連合会のHP参照)。そして、2020年6月、超党派の議員立法(労働者協同組合法)が国会に提出され、2020年12月全会一致で成立し、2022年10月1日施行され、この結果、法人格を取得できる団体となった。

2-2. 斎藤氏による労働者協同組合の礼賛

斎藤氏は、資本主義経済システムを批判し、これに代わる選択肢として労働者協同組合の存在を挙げ、その活動を礼賛し続けている。

すなわち、『人新世の「資本論」』^{文献1)}では、「ワーカーズ・コープは、労働の自治・自律に向けた一歩として重要な役割を果たす。組合員がみんなで出資し、経営し、労働を営む。どのような仕事を行い、どのような方針で実施するかを、労働者たちが話し合いを通じて主体的に決めていく。」(261頁)

「ワーカーズ・コープの運動は、欠乏を生み出す現在の資本主義を、『自由で平等な生産者の連

合社会』によって置き換えることが可能であることを示した、とマルクスは言うのである。」(262頁)

また、『ゼロからの『資本論』』^{文献2)}では、「協同組合においては、構成員の労働者たちは、自分たちで出資し、共同経営者となります。そうすることで、労働者は自分たちで能動的に、民主的な仕方で、生産に関する意思決定を目指します。資本家たちに雇われて給料をもらうという賃労働のあり方が終わりを告げ、自分たちで主体的、かつ民主的に会社を経営するようになるわけです。」(209頁)

「労働者の働きがいや地域のニーズを重視するのが労働者協同組合です。労働者協同組合によって、生産に必要な知識や生産手段、生産物が(コモン)になっていくのです。」(210頁)と強調しているのである。

しかしながら、労働者協同組合の実態は、当該団体が掲げる理念とは大きくかけ離れており、斎藤氏の前記各書での主張は、事実に基づかない虚論である。

2-3. 労働者協同組合女性労働者の過重労働・過労死

(1)2023年3月、八王子労働基準監督署は、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団(都内に本部を置く日本の代表的な労働者協同組合)で働く女性(以下、被災者という)が2019年6月にくも膜下出血で死亡したのは、過重な業務による負荷が原因であるとして業務上死亡(労災)と認定した。

この労災認定は、通常の会社組織＝株式会社だけではなく、「働く者が主人公」のはずの労働者協同組合の職場においても、過重労働と過労死が発生していることを端的に示した。

(2)被災者は、死亡当時、東京三多摩山梨事業本部の事務局長であった。三多摩山梨事業本部は、西多摩、南多摩、北多摩の旧3郡ならびに山梨県の各事業所(コミュニティセンター、高齢者福祉センター、保育園、学童クラブ、児童館、自立・就労支援施設など)を管理・運営・統括する任務を担っていた。通常の会社組織で言えば、支店長ないしエリア長のような中間管理職的地位であった。

東京三多摩山梨事業本部が管轄する事業所は、大きな分類で言っても24もあり、しかも、三多摩山梨エリアの各地に散在していた。被災者は、散在する各事業所を訪問して、スタッフとの面談等を行い、労働者(組合員)にビジョンを示し、情報や問題点等を共有する任務を遂行していた。また、この組織特有の活動として、労働者に増資運動(出資の勧誘)をおこなっていた。市民や地域とともに「町づくり」を積極的に進めるために、三多摩山梨エリアで開催される各種イベントに参加していた。

(3)こうした多くの仕事をおこなうために、被災者は、毎朝午前5時30分頃には起床し、午前7時15分頃には自宅を出て、電車を乗り継ぎ、午前8時15分頃には三多摩山梨事業本部に到着していた。その後、事業本部の内外で多岐にわたる業務を行い、自宅に帰宅するのは連日23時頃であった。遅い時は、業務が22時~23時頃まで続くことがあり、午前0時前後に帰宅することさえあった。

被災者が自宅で夕食(夜食)をとることはほとんどなかった。帰宅後、5分程度で風呂を済ませて、23時半か24時には就寝することが多かった。そして、翌朝も5時30分頃には起床するというサイクルが続いた。このため、被災者が自宅にいる時間は、7時間程度に過ぎず、睡眠時間は、5時間30分程度であり、もっと少ない日もあった。

(4)2019年6月21日~6月23日の3日間にかけて、年に一度開催される総会・総代会が開催された。21日の日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会の総会から始まり、22日の昼過ぎ

まで出資者の総会が行われ、その後、センター事業団の総代会が始まり、23日夕方まで続いた。総会・総代会を乗り切った25日頃から、被災者には、眩暈や頭痛、肩や首の痛み、発熱・嘔吐といった前駆症状が出現し、25日と26日は、欠勤した。27日も、後頭部に痛みがあったが、お世話になった先輩理事の退職に伴う送別会があったため、体調不良をおして送別会(センター事業団主催)に出席した。そして、午後8時頃、同送別会の最中、参加者の前に出て、先輩に対する送る言葉を述べている最中に倒れた。救急車が到着する前に心肺停止の状態に陥り、一度は蘇生するも、2日後の6月29日に搬送先の病院で死亡した。くも膜下出血は、自覚症状を医学的に考察して、25日には発症しており、27日送別会出席・発言により増悪して倒れ、死亡に至ったものと判断できる。

(5)被災者の死亡後、遺族側代理人弁護士(筆者を含む)が、出勤簿、メール送信記録、警備記録、ファイル履歴(作成・更新・印刷・変更)、事業団の回答などに基づいて集計した時間外労働時間(法定上限の1日8時間、週40時間を超える労働時間)は、発症1か月前が111時間51分、2か月前が106時間24分、3か月前が143時間26分であった。3か月平均すれば、発症前3か月間で120時間33分にも達していた。

労働時間数だけでなく、「休日のない連続勤務」が過重な負荷となった。被災者は、6月4日から発症前日の6月24日まで、1日の休日もなく、実に21日間にも及ぶ「連続勤務」を行っている。厚生労働省の労災認定基準でも、「休日のない連続勤務が長く続くほど業務と発症との関連性をより強める」とされている。

被災者は、業務で、各事業所や会議会場を飛び回って、日によっては、山梨でのヒアリングや面談を実施することも多く、移動距離が長かった。交通手段としては電車を主に利用したが、朝や夕方といった混雑する時間帯の移動が頻繁にあったため、座って休息をとることができなかった。宿泊せざるを得ない出張もあった。

EUでは、終業時刻とつぎの始業時刻との間隔を11時間以上とすべき法的義務(いわゆる「勤

務間インターバル制度)が定められており、日本でもその導入が「努力義務」とされ、徐々に職場に広がりつつある。被災者の場合には、終業時刻が22時や23時になることも多かったが、その場合にも、翌日は8時30分頃には始業しており、終業時刻から始業時刻までの間は、恒常的に10時間前後か、それより少なかった。このように勤務間インターバルが短い勤務においては、睡眠時間がわずかしか確保されておらず、被災者は、前述したように5時間程度の睡眠時間しかとれなかった。

(6)被災者が働いていた事業場では、労働時間管理が全く行われていなかった。

勤怠管理において9時－17時という形式的な定時の時刻の入力を行っていても、誰も注意指導することもなく、極めて杜撰な時間管理が横行していた。その結果、残業賃金・深夜労働手当も適正に支払われていなかった。健康診断の実施についても適正に行われておらず、被災者は、2016年を最後に年1回の健康診断を受診できておらず、事業団はこの状態を放置していた。そして、労働組合は存在しなかった。要は、この組織は、初歩的な労働法規すら遵守しておらず、当時、ブラック企業並みの無法地帯であったと言っても過言ではない。被災者が死亡した後に、遺族本人が労災申請への協力を当該労働者協同組合に求めた際の回答は、誠実とは言えなかった(もともと、その後、遺族代理人からの労災申請資料の提出要請に対しては、姿勢を変えて、協力的な姿勢をとるようになった。また、労災認定後は、労務管理の改善を行う旨、表明している)。

2-4. 労働者協同組合の数多くの不正行為

(1)筆者は、従前より過労死と企業不正が同時に発生することが多いと指摘し、たとえば、東芝における女性社員の過労性疾患(最高裁第二小法廷 2014年3月24日判決参照)と経営陣による会計不正など、多くの企業における病理現象を指摘してきた。

労働者協同組合においても、過労死発生と同時に多くの不正が明るみに出てきた。

(2)すなわち、前記女性の過労死が発生した団体である労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団は、多くの自治体から児童館や学童クラブなどの管理運営を受託しているが、これまでに新宿区、荒川区、台東区、足立区の施設で、職員数を水増しするなどの虚偽の報告を行っていたことが明らかになった。

職員数「水増し」が次々…学童など運営の事業者、委託費を過大受給？

全国で児童館や学童クラブなどの管理・運営を受託している「労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団」(東京都豊島区)が今年度、新宿区、荒川区、台東区、足立区の施設で、職員数を水増しするなど虚偽の報告を行っていたことが、4区や事業団への取材でわかった。

いずれも、運営委託費などを過大に受給していた疑いがある。事業団は、この4区を含め都内19区で受託しており、他にも「不適正報告をしていた可能性がある」として、4日に第三者調査委員会を設置。原因究明とともに、再発防止策を検討するとしている。(朝日新聞 2023年8月4日)

児童館の管理・運営などを行う「労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団」(東京都豊島区)が、新宿区から指定管理や業務委託を受けた施設で職員数を水増しして報告していた問題で、発覚後に区が行った調査に対しても、不適切な説明をしていたことが明らかになった。区が8月末を期限にワーカーズコープに求めた実態調査も不十分な内容だったといい、区議会からは徹底した実態解明を求める声が上がっている。

問題は6月中旬、区に情報提供があり発覚した。区の聞き取りに対し、ワーカーズコープは7月、勤務実態がない職員を加えるなどして報告していたことを認めた。児童館などの各施設では、区との協定や業務委託契約上、一定の職員数水準を満たすことが求められるが、ワーカーズコープの担当者は「必要な職員をそろえられなかった」と説明。水増し分の人件費について過払いが発生していたことになる。その

後、荒川、台東、足立、板橋の計4区でも同様の問題が発覚していた。(産経新聞 2023年9月22日)

これらの不正行為発覚にあたって、当該団体理事長は、つぎのように声明を発表し、不正の事実を認めている。

「当連合会会員である、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団において、東京都新宿区での不適正な報告等による事業委託契約及び指定管理協定の解除の事案が発生し、既にマスコミ報道などを通じて社会的な影響が広がっています。今回の事案は、当該事業の利用者ばかりでなく、労働者協同組合への社会的信頼を毀損するものであり、極めて遺憾です。」(2023年8月1日 日本労働者協同組合連合会理事長 古村伸宏)

(3)様々な不正行為は、「資本の論理」の下で動く経営者の行為であると指摘する研究者は少なくないが、「労働者は主人公」の理念を基に設立され、運営されているはずの労働者協同組合においても、このような不正が繰り返されているのである。

労働者協同組合のシステムを礼賛する斎藤氏には、労働者協同組合賛美論を唱えている研究者の責任として、この事態をしっかりと調査し分析し、市民・納税者に説明する責務がある。

2-5. 斎藤氏の労働時間論の空虚さ

(1)斎藤氏は、資本主義に対するオルターナティブとして、「脱成長 Kommunismus」を掲げているが、その構想は、大きく5点にまとめられるとして、その2番目に「労働時間の短縮」を挙げている(『人新世の「資本論」』^{文献1)}第7章「脱成長 Kommunismusが世界を救う」)。

同書では、「脱成長 Kommunismus」の柱②ー労働時間の短縮 労働時間を削減して、生活の質を向上させる」と題して、「労働時間を減らすことは、人々の生活にとっても、また、自然環境にとっても好ましい影響をもたらす。マルクスも、『資本論』のなかで、『使用価値』の経済に向けた転換のためには、労働時間の短縮が『根本条件で

ある』と述べていた。」(303頁)、と力説している。

斎藤氏に問う。

労働者協同組合ワーカーズコープにおける、常軌を逸した長時間労働と過労死発生の事実は、「生活の質を向上させる」こととは、全く逆のことがらではないのか。

それとも、「脱成長 Kommunismus」の実践を担う組織では、労働時間を削減する必要はなく、過労死するほど働き続けて「Kommunismus」を実現していくべきだ、とでも言いたいのであろうか。

斎藤氏が言うように、ワーカーズコープが「自分たちで主体的、かつ民主的に会社を経営するようになる」ことが事実なのであれば、労働者(出資者)は、主体的、民主的に経営して、過労死を発生させているということか。初歩的な労働法規も遵守しないことが「民主的経営」なのか。

(2)また、斎藤氏は、『ゼロからの『資本論』』^{文献2)}第6章「Kommunismusが不可能だなんて誰が言った？」で、つぎのように述べている。

「マルクスは、自らの健康や家族を犠牲にしまして『資本論』を執筆しました。それも、資本主義社会を乗り越えた、新しい社会を作るという生涯のプロジェクトがあったからこそ。」(187頁)

マルクスが自らの健康を犠牲にして『資本論』を執筆したことを、斎藤氏は肯定的に評価しているが、斎藤氏は、健康を犠牲にして働くことは、目的によって正当化される、立派で英雄視すべきと言いたいのか。そのような犠牲精神は、人間の生き方として評価されるようなことでは全くない。ましてや、「家族を犠牲」にしたのであれば、家族に対する人権侵害であり、非難されるべきことである。

「生活の質を向上させる」ことは、研究者であろうと、労働者であろうと、人間にとって貴重な価値である。マルクスのように「自分や家族の健康を犠牲にする」生き方を称賛するかのごとき主張は、斎藤氏が過労死の本質・原因、労働時間削減の意義について全く理解していないことを示している。

2-6 過労死と不正問題の根本的原因を問う — 斎藤氏「コモン論」の陥穽 —

(1) 今般の労働者協同組合の過労死と不正問題の発生は、単に一時的・個別的な現象として捉えるのではなく、そもそも出資者＝労働者というシステムが本当に働く者の生きがいと幸せをもたらすものなのか、社会に貢献できるのか、という根本的観点から問い直すべきである。

(2) すなわち、そもそも、斎藤氏が強調するような、生産手段の社会的所有、コモンという概念で資本主義システムに対抗する組織を作るという論理自体が適切かどうか問われている。

斎藤氏の『ゼロからの『資本論』』^{文献2)}によれば、「資本家も、自動化された資本の価値増殖運動の歯車でしかない、ということです。資本家は、資本家であり続けようとするなら、資本の自動運動に従うしかありません。」(62頁)、「自動化された資本の運動が社会全体を覆うようになると、人間も自然も、その運動に従属させられて、資本によって利用されるだけの存在に格下げされてしまう。」(62頁)と断定している。そうだとすれば、資本主義市場経済システムの渦の中であって、労働者協同組合の構成員のみは、上記の「人間」には含まれず、資本の運動に従属させられないということがあり得るのだろうか。

資本主義社会において、労働者協同組合の構成員が労働、経営、出資の三つをすべて担うということは、労働者としての苦難、経営者としての苦難、出資者としての苦難の三重苦に苦しむことになる危険性が高いのである。現に、前記過労死で亡くなった女性の場合、多忙な仕事の中で、出資の勧誘という業務も遂行していた。一般の株式会社の従業員が、自社の株式や社債を業務の一環として売却するようなことは、まずない。

(3) 斎藤氏は、資本主義に対するオルターナティブとして主張している内容が、資本主義社会の中での主張なのか、資本主義終焉後の主張なのかを区別できていない。もしくは、意図的に区別をあいまいにして議論をしている。

斎藤氏は、『人新世の「資本論」』^{文献1)}で、「もち

ろん、マルクスが指摘していたように、ワーカーズ・コープも一歩外に出れば、資本主義市場での競争に晒されてしまう。そのせいで、コストカットや効率化が優先されたり、儲け重視になってしまうこともある。それゆえ、最終的にはシステム全体を変えなくてはならない。」(265頁)と述べているのであるが、今現在問題とされ、議論されているのは、資本主義経済市場における株式会社に對抗する組織形態である。

すなわち、ワーカーズコープは、資本主義経済市場においても労働者が主人公となるような組織形態であってこそ、今推奨されるべき存在なのであり、資本システムの下では、上記斎藤氏の言うように「コストカットや効率化が優先されたり、儲け重視になってしまう」のであれば、労働者のための組織形態には成り得ないのである。

このような議論のまやかしの上に立っている斎藤氏の「コモン論」「労働者協同組合賛美論」は、非論理的であり、詭弁である。

斎藤氏は、いわゆる「気候ケインズ主義」を批判し、グリーン・ニューディールによっては、気候変動に対処できない旨主張し、その際、「果たして、そのようなうまい話があるのか。」(『人新世の「資本論」』^{文献1} 59頁)と皮肉を込めて批判している。その言葉を、そのまま斎藤氏にお返ししよう。

斎藤氏は、「(労働者協同組合によって)資本家たちに雇われて給料をもらうという賃労働のあり方が終わりを告げ、自分たちで主体的、かつ民主的に会社を経営するようになるわけです。」というのだが、「果たして、そのようなうまい話があるのか。」

3. 日本の社会と職場を働く人々のために改革していく社会運動をよく把握し、その実態を踏まえて分析研究することの重要性

(1) 斎藤氏は、『資本主義の終わりか、人間の終焉か? 未来への大分岐』^{文献3)}では、マイケル・ハート氏との対話の中で、日本の社会運動に言及し、「年越し派遣村は、近年、政治と結びついた社会運動の唯一の成功例」(58頁、下線筆者)と断じたうえで、かつ、「湯浅はやがて運動とのつながりを断ち切ることになり、最終的には、活動家たちが『原理原則』を掲げるだけのユートピア

主義に陥っていると新聞のインタビューで批判するという、そんな結末を迎えたのです。」(58頁)と述べ、この年越し派遣村運動も結局のところ否定的に評価している。かかる斎藤氏の論述は、失当である。

(2)2014年に成立した過労死防止法制定は、従来の労災認定運動・企業責任追及運動にとどまらず、過労死を防止するための法律制定を目指す社会運動として、2010年ころから全国各地での草の根運動によって展開され、短期間のうちに、50万人を超える多くの署名、100を超える自治体の決議、超党派129名の議員による取り組みによって実現したものである。そして、この防止法制定から約9年間の取り組みは、過労死防止に対する取り組みを国の行政機関をも活用して進めるといふかたちで広がってきた。

ほかにもアスベストをめぐる社会運動、同一労働同一賃金をめぐる社会運動など、様々な労働・人権分野で、全国的な広がりの中で一步一步具体的な成果を獲得し、行政・国会を動かしてきている。また、様々な人権をめぐる訴訟において、貴重な判決を得て、それを活用しながら、政治行政部門での改革に結び付けた事例は相当数存在する。

斎藤氏は、『資本主義の終わりか、人間の終焉か? 未来への大分岐』^{文献3)}において、「本来なら、カリスマ的なリーダー探しをするのではなく、現実の社会問題に地道に取り組む社会運動をいかに政治的な勢力に変容させるかを模索すべき」(58~59頁)と述べ、「しかし、リベラル派はそのように思考をめぐらすことはせず、・・・『投票に行こう』がリベラル派のお題目になってしまっています。」(59頁)と断定している。斎藤氏は、おそらくまともに日本の社会運動を研究したことがないのであろう。多少なりとも日本の社会運動を事実在即して研究すれば、「現実の社会問題に地道に取り組む社会運動を」、立法、行政の舞台での政治的な諸勢力につなげ、貴

重な超党派の議員立法を成立させたり、社会的弱者のための新たな行政措置(通達等)を実現した例はたくさんある。斎藤氏は、実社会の中で改革に真摯に取り組んでいる多くの人々から謙虚に学び、研究をし、著作を発表すべきである。まともに調査研究もせずに上から目線で社会運動を否定するような言動は、研究者としての資質を問われることがらである。

(3)長く日本の労働経済について研究を重ね、かつ、過労死問題等での実践を続けてきた関西大学名誉教授の森岡孝二氏(故人)は、『強欲資本主義の時代とその終焉』^{文献4)}の中で、次のように述べている。

「種々の形態の社会運動を労働運動に従属させ、労働運動を反体制運動に従属させる態度は、消費者運動、環境運動、平和運動、女性運動、住民運動、市民運動、株主運動などのさまざまな社会運動を軽視することにつながり、民主主義の前進を志向する勢力を狭くとらえ、ひいては民主主義勢力全体を分断することにつながる。企業改革の視点をもつことは、こうした傾向を克服するためにも重要である。」(336頁)

「マルクスを読んで、世の中を知らない」研究者は、社会運動に少なくない害悪をもたらす。労働現場・社会現場に根ざした真摯な学問研究が、いま日本には求められている。

文献

1. 斎藤幸平『人新世の「資本論」』集英社新書、2020年9月
2. 斎藤幸平『ゼロからの「資本論」』NHK出版新書、2023年1月
3. マルクス・ガブリエル／マイケル・ハート／ポール・メイソン／斎藤 幸平・編『資本主義の終わりか、人間の終焉か? 未来への大分岐』集英社新書、2019年8月
4. 森岡孝二『強欲資本主義の時代とその終焉』桜井書店、2010年4月